

事件・事故通報手続に関する特別作業班（AWGON）
付託事項

1. 名称

本作業班の名称は、事件・事故通報手続に関する特別作業班（以下「AWGON」という。）とする。

2. 目的

- a. AWGONは、在日米軍に係る事件・事故に関する通報手続を見直し、事件・事故に係る情報の正確かつ迅速な通報手続に関する勧告を合同委員会に対して行うために設置される。
- b. AWGONは、事件・事故の通報に関する適切な情報を交換するための手段を提供することにより、日米両国政府の共通の及び各自の利益に資することを目的とする。AWGONの検討及び勧告は、この目的を反映する。報告の時期及び内容は、米軍の安全の確保又は部隊の防護を阻害せずに、地域社会の公共の安全及び環境に対する影響を減少するようなものとする。

3. 総則

AWGONは、次の事項について検討し合同委員会に対して勧告を行うために設置される。

- a. 在日米軍に係る事件・事故の通報のための適切な経路及び手続。
- b. 日米双方により提供されるべき情報の標準化。
- c. 正確かつ迅速な通報を促進するための情報伝達体制の改善。
- d. 米側による事件・事故の通報の適切な範囲の明確化。これらの事件・事故は、日本国の施政の下にある領域において発生する事件・事故であって、日本国民及びその他の地位協定の適用のない者の身体又はその財産若しくはこれらの双方に対して実質的な損害又は傷害を与え若しくは実質的な損害又は傷害を与える相当な蓋然性のあるもの、及び日本国の施政の下にある領域において発生するその他の重要な事件・事故である。これらの事件・事故は、米軍要員による不作為又は作為の結果であって、公共の安全又は日本国の地域社会の物理的な環境に影響を及ぼすものである。
- e. 日本側による事件・事故の通報の適切な範囲の明確化。これらの事件・事故は、米軍要員、その財産又は米軍施設・区域のいずれか若しくはこれらを組み合わせたものに対する実質的な損害又は傷害を与え若しくは実質的な損害又は傷害を与える相当な蓋然性のあるもの、及び米軍の任務の遂行に際して運用、安全、部隊の防護又は施設・区域の管理に対する著しい妨害である。これらの事件・事故は、日本国の施政の下にある領域において日本国民及びその他の地

位協定の適用のない者による不作為又は作為の結果である。

f. 合同委員会によって付託される事件・事故の通報に関するその他の問題。

4. 構成員

- a. 合衆国及び日本国の共同議長は、それぞれの合同委員会代表によって指名される。
- b. AWGONの合衆国及び日本国の構成員は、AWGONの合衆国及び日本国の議長によりそれぞれ指名される。

5. 会議

- a. 会議は、AWGONの議長のいずれかの召集又は合同委員会の指示により開催される。会議は、少なくとも6ヶ月に1回開催され、情報伝達体制、情報経路及び当該会議までの期間に行われた通報について検討が行われる。会議の時期について、AWGONの両議長が相互に同意する。
- b. 合衆国及び日本国の議長は、交互に司会を行う。
- c. 会議の場所は、司会を行う国によって提供される。
- d. 米側は、双方の議長が署名するAWGONの議事の記録を提供する。
- e. AWGONによる検討及び勧告は、合同委員会に対してのみ書面で提出され、これらに関連する情報は、合同委員会によってのみ又は合同委員会の書面による同意がある場合にはAWGONによって、公表される。
- f. AWGONが合同委員会に対し報告する結論又は勧告について合意できない場合には、このような問題は合同委員会に付託される。このような場合には、各々の議長は、これらの問題に関して別々に報告を行うことができる。

(了)